

第二長寿園指定訪問介護（指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人長寿会が開設する第二長寿園指定訪問介護（指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業）の事業（以下「事業」という。）は適正な運営を確立するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 訪問介護の目的及び運営方針は、次の各号による。

- 一 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 二 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 介護予防訪問介護の目的及び運営方針は、次の各号による。
- 一 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
 - 二 事業所は、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。
 - 三 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 第二長寿園訪問介護サービスセンター
- 二 所在地 石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字10番地

（従業者の職種、定数及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者、定数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、業務遂行のため、必要な指揮命令を行うものとする。

また他の職種の兼務も可能とする。

二 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、次の職務を行う。

イ) 訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

ロ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

ハ) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。

ニ) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者についての情報を伝達すること。

ホ) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

ヘ) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

ト) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

チ) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

三 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員等は、次の職務を行う。

イ) サービス提供後、利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行うこと。

ロ) 前号ニ)に規定するサービス提供責任者からの情報伝達を受けること。

ハ) 前号ト)に規定するサービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けること。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日年間 365 日営業とする。

二 営業時間午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
必要に応じて、24 時間常時可能な体制とする。

（事業の内容）

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

但し、訪問型サービスについては、サービス提供区分によるサービス利用回数で提供する。

一 訪問介護（訪問型サービス）計画の作成

二 身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体介護

三 生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

(利用料等)

第 7 条 事業所の利用料は次のとおりとする。

事業所の利用料は、介護報酬の告示上の額並びに、珠洲市及び能登町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱記載の金額とする。

その他の費用については徴収しないものとする。

- 2 事業所のサービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
- 3 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、珠洲市・能登町の地域とする。

(衛生管理等)

第 9 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第 10 条 サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受けるための窓口を設置し、苦情を受けた場合その内容を記録するとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若し

くは揭示の求め又は市町職員から質問若しくは照会に応じ、利用者から苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合指導又は助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合は報告する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 サービス提供時に利用者が病状の急変や緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は市町、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者や地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その対応を記録する。

- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護(指定予防訪問事業)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必

要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則に定め周知するものとする。

- 4 事業所は、従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供をさせないものとする。

- 5 事業者は、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は地域包括支援センター、居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めること。その他の不当な働きかけを行わないものとする。

- 6 事業所は、適切な指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 7 事業所は、指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕に関する諸記録を整備し、そのサービス完結の日から5年間保存するものとする。

- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

但し、第13条及び第14条、第15条については、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。